

第8号議案

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり
提出します。

令和8年3月10日

教育長 前川 明範

提出の理由

府立北桑田高等学校及び府立農芸高等学校を京都府立大学の系属高等学校と
することに伴い、京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育
委員会規則第8号）について所要の改正を行うものである。

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年●月●日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

京都府教育委員会規則第●号

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（系属高等学校）

第2条の3 高等学校のうち、次の表に掲げる学校においては、京都府立大学系属高等学校と位置付け、高大連携による高度で質の高い学びと体験的・実践的な学びを实践するものとする。

学校名
京都府立北桑田高等学校
京都府立農芸高等学校

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

現行	改正後（案）	備考			
<p>(中学校及び高等学校の一貫教育)</p> <p>第2条の2 京都府立の中学校（以下「中学校」という。）及び高等学校のうち、次の表に掲げる学校においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、中学校及び高等学校における教育を一貫して施すものとする。</p> <p>表（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（参考）魅力ある府立高校づくり推進基本計画</p> <p>1 全日制課程の魅力化と配置等の在り方</p> <p>(3) 京都府立大学との連携強化</p> <p>（中略）</p> <p>現在、京都府立大学とは連携協定を結び、農林業系専門分野における高大連携プログラムに取り組んでいるが、今後は、新設される学部の教育内容に応じて食分野での連携も進めるなど、<u>高大連携による課題探究型の高度で質の高い学びと体験的・実践的な学びによる実学との融合を図り、実社会で活躍する人材を育成していく必要がある。</u></p>	<p>(中学校及び高等学校の一貫教育)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>表（略）</p> <p>(系属高等学校)</p> <p>第2条の3 <u>高等学校のうち、次の表に掲げる学校においては、京都府立大学系属高等学校と位置付け、高大連携による高度で質の高い学びと体験的・実践的な学びを実践するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="874 501 1018 1144"> <thead> <tr> <th>学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府立北桑田高等学校</td> </tr> <tr> <td>京都府立農芸高等学校</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	京都府立北桑田高等学校	京都府立農芸高等学校	
学校名					
京都府立北桑田高等学校					
京都府立農芸高等学校					